

古代鎌倉郡「尺度郷」雑考

—上村主氏関連資料の検討から—

押木弘己（文化財課 調査担当者）

はじめに

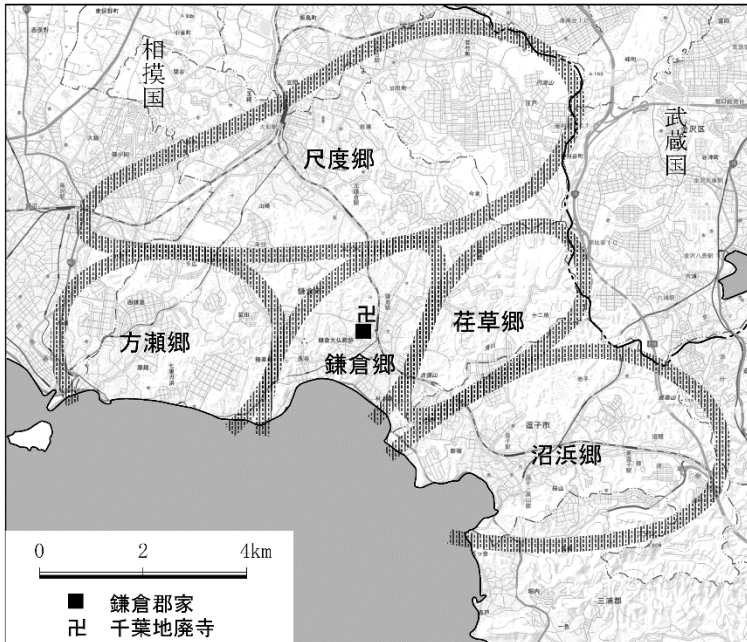
本誌前号で、筆者は『日本三代実録』にみえる「相摸国鎌倉郡人上村主^{かみのすぐり}」氏について検討を行った〔押木 2021〕。ここでは、百済系渡来氏族と目される上村主氏が貞観七年（865）以前に鎌倉郡に戸籍を有していたこと、そして郡域に分布する諸種の考古資料から、彼らの鎌倉への移住目的が製鉄や寺院造営に資する新来技術の扶植にあったとする仮説を示した。記事の内容から、同氏の故地は鎌倉より「貫附」された「河内国大県郡」であったと考えるのが最も自然で、上村主氏は鎌倉における一定の役割を果たした後、故郷の地に帰還したとする理解が可能であろう。このことに関連し、『和名類聚抄』に載る鎌倉郡七郷のひとつ「尺度郷」について、同書中に河内国^{ふるち}古市郡と伯耆国^{あせり}汗入郡に同字郷があることに注目し、鎌倉郡尺度郷が、大県や古市など河内国各郡からの人的移動も含めた関与の下に成立した可能性を述べた。単に地名の共通点を指摘したに過ぎず、他に直接的根拠となる史・資料はないが、令制行政区画の成立期における東日本の開発と支配が畿内を核とする西方からの技術移植をとめないながら進んだことを考慮すれば、遺存地名の考証に頼ってきた従来の郷域比定研究とは別の視角を示せたのではないかと考えている。

本稿では、上村主氏の関連資料を収集する過程で得た情報を基に、改めて鎌倉郡「尺度郷」にまつわる諸論点を整理し、その成立過程についても一考を加えてみたい。

1. 古代鎌倉郡の郷域推定

図1には、過去に提示された、古代の鎌倉郡域および郡内郷域の推定図を掲載した。a図は『鎌倉市史総説編』において高柳光寿氏が示した郷域推定図で、ベース図を国土地理院地図に置き換えている。また、今小路西遺跡における古代官衙遺跡の発見や、その北側エリアに想定される「千葉地廢寺」といった考古学的知見も盛り込んでみた。当推定図は、後述するように『相摸国封戸租交易帳』など8世紀代の史料考証に基づいており、史料の欠失のため五郷しか復元・図示されていない〔高柳 1959〕。b・c図は『神奈川の古代道』掲載図面を再トレースしたもので、b図は相模国における鎌倉郡の位置を示し、c図では鎌倉郡を拡大して郡内郷域を表示した。こちらは『和名類聚抄』の記載内容を基にしているため、平安時代前期の実態が反映されていることがいえ、郡内に七郷の存在が見て取れる〔藤沢市教育委員会 1997〕。a図にある「方瀬郷」が見えない点は、単に『和名類聚抄』での誤脱か、もしくは平安前期までの郷再編によって失われたかのどちらかであろうと推測されている。

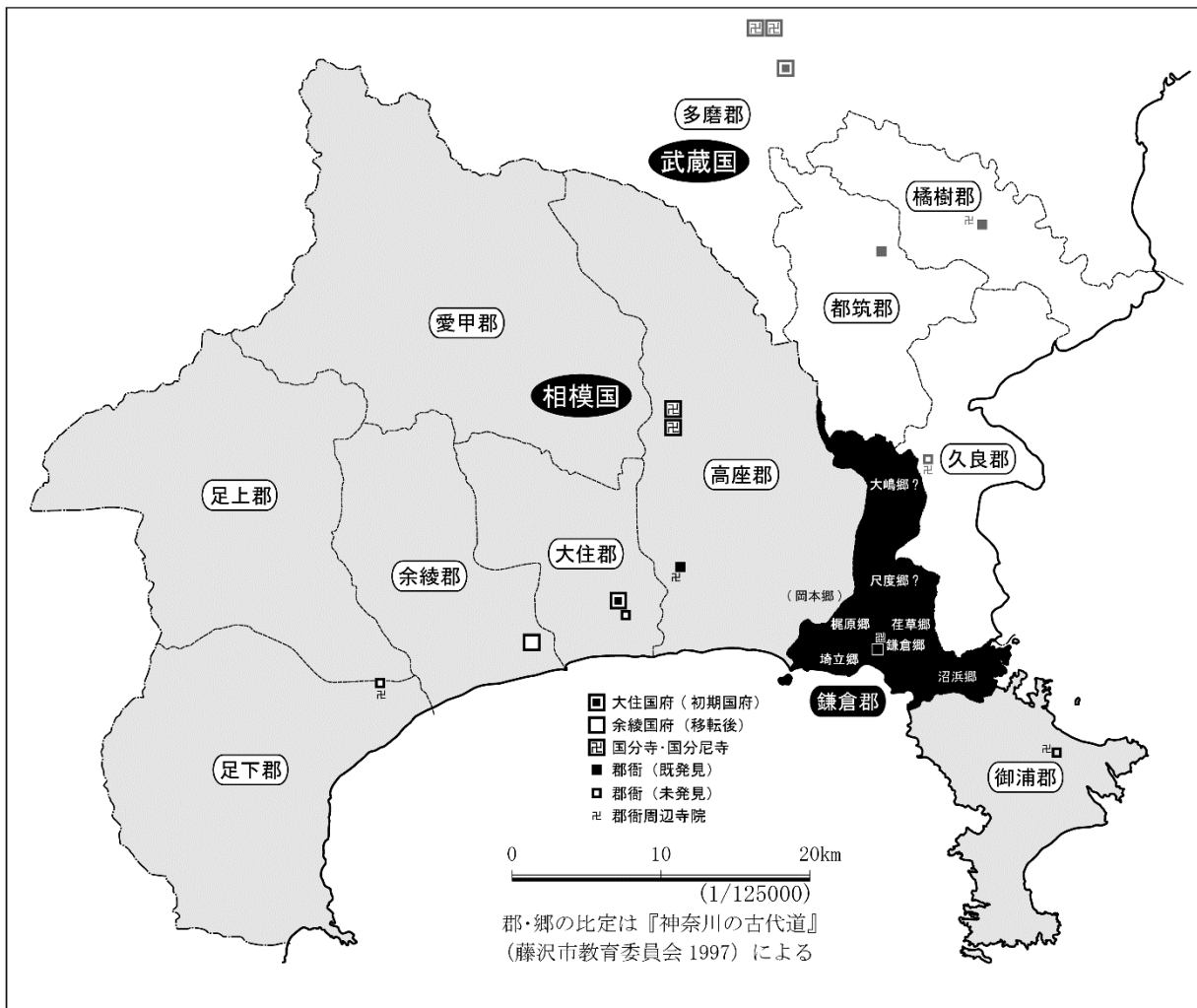
郡域については諸見解があって確定しきれない部分もあるが、概ね現行の行政区分における鎌倉・逗子市全域と、横浜市南西部、藤沢市南東部を含む地域という理解が一般的であろう。b図のように東京湾に接するまで東に広がるか否かは、意見が分かれるところかもしれない。こうした郡域に対する認識は、後述する郷域推定にも影響を与え、とりわけ郡界を何処に置くかは直接示す史料もないことにより、分水嶺となる丘陵の稜線や河川など、ある程度は現状の



a. 鎌倉郡の郷域推定図（国土地理院地図・高柳 1959 を基に作成）



c. 鎌倉の郷域推定図（b 図を 2 倍に拡大）



b. 相模国の郡域推定図（藤沢市教育委員会 1997 を基に作成）

図 1 古代相模国鎌倉郡の郡域・郷域推定図

地形に基づいて線引きするしかないのが実情である。よって、多少は柔軟に考える余地がある。

郷域推定の根拠については、まずは現存地名との近似性に基づいて当てはめ、該当する地名が現存しない場合には残る空白部分に入れ込むという、消去法を採用することが多い。また、『和名類聚抄』での記載順序に地理的法則性を見出す理解もあり、沼浜→鎌倉→埼立→荏草→梶原→尺度→大島という順序で地図上の位置を連ねる復元案の根拠とされている。現存地名に関しては、沼浜＝逗子市沼間、鎌倉＝鎌倉市街地、荏草＝鎌倉市二階堂字荏柄、梶原＝鎌倉市梶原といった整合関係が指摘され、他の三郷は決め手となる現存地名がないため、上記以外の空白地に位置付けられている。a 図の方瀬郷は、『正倉院御物』の天平勝宝元年（749）銘古裂（調庸布）に記載例があり、現在の藤沢市片瀬に比定する見方が有力である。

なお、綾瀬市宮久保遺跡出土の天平五年（733）銘木簡には「鎌倉郷鎌倉里」の記載がある。同遺跡は古代の高座郡域に所在したと考えると間違いのないため、当木簡は、鎌倉郡鎌倉郷鎌倉里から発出された稲が宮久保周辺の収納施設に運搬された際の付札と理解されている。郷里制下（717～740 頃）、郡名と同じ郷（サト）・里（コザト）名を記すことから、鎌倉市今小路西遺跡（御成小学校地点）で発見された古代官衙遺跡（鎌倉郡家^{ぐうけ}）を核とする、現在の鎌倉市中心部に郷域を当てる考えを補強する資料となっている。宮久保木簡と鎌倉郡家跡は 1984・85 年に相次いで発見されており、相模の古代史を考える上で極めて重要な情報をもたらしてくれた。

2. 尺度郷の概要

次に、本論の主題である尺度郷について、先行研究における言及を取り上げたい。

史料上「尺度郷」の初見は、天平七年（735）の『相模国封戸租交易帳』であり、給主不明（一品新田部親王説〔林 1984〕や、その他親王・内親王説〔荒井 1999〕あり）の封戸 50 戸が同郷に設定されていたことを記している。これに『和名類聚抄』の記載が加わり、以上 2 例の史料によって、奈良時代前半から平安時代前期にかけて存続した郷であったことが確認できる。7 世紀後半に進んだ「国－評－五十戸」制から「国－郡－里」制への移行過程のある段階には、異表記であった可能性も含め、尺度郷の前身となる行政区画が成立していたことも推測できるが、この点、将来的に宮都での新出木簡などによって実証されることを期待したい。

『鎌倉市史総説編』〔高柳 1959〕では、図 1－a 図が示すように鎌倉市北部～横浜市栄区・藤沢市南東部にかかる地域に郷域を推定し、同じエリアが中世山ノ内荘へと続くことを述べている。「尺度」の読み方については、江戸後期成立の『新編相模国風土記稿』による「佐加土」にならって「さかど」のルビを付している。『風土記稿』は編纂当時の高座郡藤沢宿坂戸町を遺称地と認め、そのことが、「佐加土」の読みに繋がっていると思われる。『総説編』でも当説を支持しているが、ほかに読み方の論拠が全く提示されていないため、考証の順序が逆転しているように感じる。ただ、郷が戸（郷戸）を単位とする人間集団をベースに成立していることを根拠として、境川以西の坂戸が鎌倉郡の飛び地であったことの名残と見なしている点は重要な指摘である。後程、次章以下で検討してみたい。

『総説編』は続けて、明治三十年代に刊行された『大日本地名辞書』が藤沢宿坂戸町は鎌倉郡域に入らないとして『風土記稿』説を否定する旨を紹介している。時代は下って、『神奈川の古代道』〔藤沢市教育委員会 1997〕も坂戸町は高座郡域に入るものと唱え、『地名辞書』説を継承した形となっている。上掲両説は、現在の境川を古代の鎌倉－高座郡境と考えるか否

かで意見を異にするが、鎌倉市北部～横浜市南西部を尺度郷に当てている点では一致している。

『横浜市史 第1巻』〔岡田 1958〕では『風土記稿』・『地名辞書』と明治三十六年（1903）刊行の『日本地理志料』の所説を一覧で表示している。それに従えば、『地理志料』も藤沢宿の坂戸は尺度郷に含めていない。また、『地名辞書』では横浜市栄区までを郷域としているのに対し、『地理志料』では北に広く取り、現戸塚区の大部分を郷域に含めている点で相違する。

既刊の地名辞典類を通覧しても、坂戸町を含めるか否か、両論を併記する形で断定を避けている例が多い。ただ、尺度郷の主要な部分については、現境川以東の鎌倉市北部～横浜市栄区一帯に当てる見方で共通しているようである。消去法的にしか考証・推定に資する史・資料がない現状、実証性のある比定説を打ち出すことは困難といえよう。

ちなみに、藤沢宿3ヶ町のひとつ「坂戸」は江戸時代～明治21年までの町名で、元享年間（1321～1324）と推定される年末詳の後宇多法皇院宣案に見える「相模国大庭御厨内酒土郷」に遡る地名であった可能性がある。現状、既存史料で遡及できるのは、ここまでである。

3. 郷（サト）の性質と変遷

前章において、古代の郷（サト）が本質的に戸を単位とした人間集団であったと指摘する、『総説編』の見解に触れた。この点について、近年の研究を参照しながら整理してみたい。

荒井秀規氏は、孝徳朝（645～654）における「天下立評」から大宝令における「国一郡一里」制に至る地方行政区画の成立過程について、具体的史料を示してまとめている〔荒井 2009〕。その〔表6〕から大きな流れを列記すると、①. 孝徳朝における「天下立評」＝「前期評」の成立。②. 天武天皇十二年（683）以降の「国境画定」による国の領域区画＝令制国の成立。③. ②に付随して、「後期評」への再編と、「五十戸」（人間集団）から「里」（領域区画）への質的变化。④. 持統天皇三年（689）の飛鳥浄御原令施行・庚寅年籍作成による郡里制の実質的な始まり＝「里」の領域区画（明確な境界線はない）の成立。⑤. 大宝令の施行（701）による「評」制から「郡」制への移行＝領域区画をもつ郡の成立。といった諸段階に整理することができる。そして荒井氏〔表6〕に続く動きとして、⑥. 霊亀元年～天平十二年（717～740）頃に施行された「郷里」制の成立に至り、以後の「サト」は「郷」表記で固定化する。⑥における「里」は「コザト」という研究用語で呼ばれ、2～3里で1郷となし、在地社会における実際の村落形態に近い存在であったと考えられている。

「サト」に絞って要約すると、③を境に、人間集団「五十戸」から領域区画としての「里」に変質し、④～⑥にかけて領域区画としての性格を強めつつ「里」、次いで「郷」へと展開した過程が読み取れる。

荒井氏は養老戸令の条文を掲げ、「里」が五十戸を基準とする人間集団であることを認め、また、六国史に「里」や「郷」の境界を示す用語が登場しない点を「郡」との違いと指摘して、8世紀以降の「里」・「郷」も本来の意味では明確な地理的境界＝領域区画をもたない存在であったことを述べている。一方で、本来の規定からは離れて「里」・「郷」の領域性を示す史料があることも認めており、それは上記②～⑤にかけて、上部構造の「国」・「郡（評）」が明確な境界をもつ領域区画に固定化されたことに引きずられる形で「郷（里）」も土地との関わりが表面化するようになったため、と説明している。

もちろん、こうした地方行政区画の変化は、数多ある「在地社会」が伝統的に保持していた

個性を反映する形で進んだことが考えられるので、①～⑥の諸段階、とりわけ7世紀代の試行過程では、当時の地域の実態に即して考証する姿勢が欠かせないだろう。

ここで確認しておくべき点は、『総説編』が示した「郷（サト）＝人的集団」という認識が、半世紀以上を経た現在もなお有効な論旨であることだが、そこへ至るには諸段階があり、特に②～⑤で「国」・「郡」が地理的境界をもつ領域区画として固定化する過程で、郷（サト）にも領域的性格が波及したという史的展開は正しく認識しておく必要がある。

以上を踏まえれば、『総説編』が述べる藤沢宿坂戸町＝尺度郷（の前身）の飛び地であったとする説は、境川を挟んで郡域が固定化する以前であれば一定の説得力をもつ見方と言える。「飛び地」という表現については、尺度郷の郷域（郷戸の分布域）がどのような面的広がりを見せていたのかとも関連する問題だが、現状、具体的検討を可能とする良質な史・資料はない。

4. 「尺度郷」の読み方について

ここで原点に立ち返って、今いちど「尺度郷」の読み方について確認しておきたい。

『和名類聚抄』において、鎌倉郡七郷の記載があることは既に述べた。このうち、傍注で訓が付されているのは「加萬久良」＝鎌倉郷だけで、他郷は読み方に関する直接の根拠はない。こうした状況の下、『風土記稿』は「尺度」に「佐加土」の訓を当てており、『総説編』がそれにならって「さかど」とルビを振っていることは既述の通りである。ただ、管見の限り、この解釈に関する説明は皆無であることから、「佐加土」＝「さかど」と読んだ理由は不明と言わざるを得ない。現行の地名辞典類でも「さかとのごう」で索引させているが、『風土記稿』と『総説編』の「坂戸町」遺名説を紹介するに留まり、読みの根拠を示してはいない。

以下は筆者の推測となるが、「さかど」と読める根拠を補足的に述べておきたい。

前稿で、『和名類聚抄』に「尺度郷」が鎌倉郡の他、河内国古市郡と伯耆国汗入郡に計3例が記載されている旨を述べた〔押木 2021〕。河内の例は「尸度」表記だが、『河内国西琳寺縁起』の「天平十五年帳」には「河内国古市郡尺度郷鴨里」とあることから「尺度」が正しいとされ、『日本書紀』清寧天皇五年（484）の「葬于河内坂門原陵」に基づくならば「さかど」に読めると考証されている〔加藤 2007〕。案ずるに『風土記稿』の「佐加土」説は、こうした史料上の類例に関する知識があって導き出されたものと推察する。当時の識者にとっては自明のことであったため、取り立てて理由の説明は必要なかったのかもしれない。

なお、伯耆国汗入郡の尺度郷についても訓はないが、鎌倉・古市と同じ読み方と考えるのが自然だろう。前稿でも紹介したように、平城宮跡では「伯耆国汗入郡尺刀郷中男作物腊一斗」と記載された天平十七年（745）銘の木簡が出土し、8世紀中葉には同郷が成立していたことを示している。

5. 古代鎌倉郡「尺度郷」地名新考—上村主氏との関連から—

前章までに、古代鎌倉郡「尺度郷」に関する先行研究を確認し、可能な範囲で補足的な検証を試みた。読み方は、「さかと（ど）のさと」とするのが合理的で、従来説を変える必要はないだろう。郷域については、旧藤沢宿坂戸町の扱いをめぐり異同はあるが、3章で述べた「サト」＝人間集団という編成原理に基づけば、当地区に「サカトノサト」構成集団が居住、もしくは口分田など何らかの権利ないし賦課を担っていた可能性は、皆無ではないだろう。

「さかと」地名は「さか」＋「と」の構成で理解される向きが強く、前者は「坂」や「酒」の字が、後者は「戸」・「門」・「土」・「刀」などの字が当てられることが多い。同じ土地を表す場合であっても異なる用字例は多く、時代により表記が変化する例も珍しくない。「さかと」の由来は、「坂戸」・「坂門」場合、文字通り「坂の入り口」という地形的特徴から理解するのが自然で、ありふれた一般名詞ともいえる。これに「尺度」字が当てられた理由・時期は明らかでないが、当時は普遍的な用字であったかもしれないし、または『続日本紀』和銅六年（713）五月甲子の「畿内七道諸国郡郷名着好字」によって従来の表記から人為的に変更されたことも推察可能であろう。

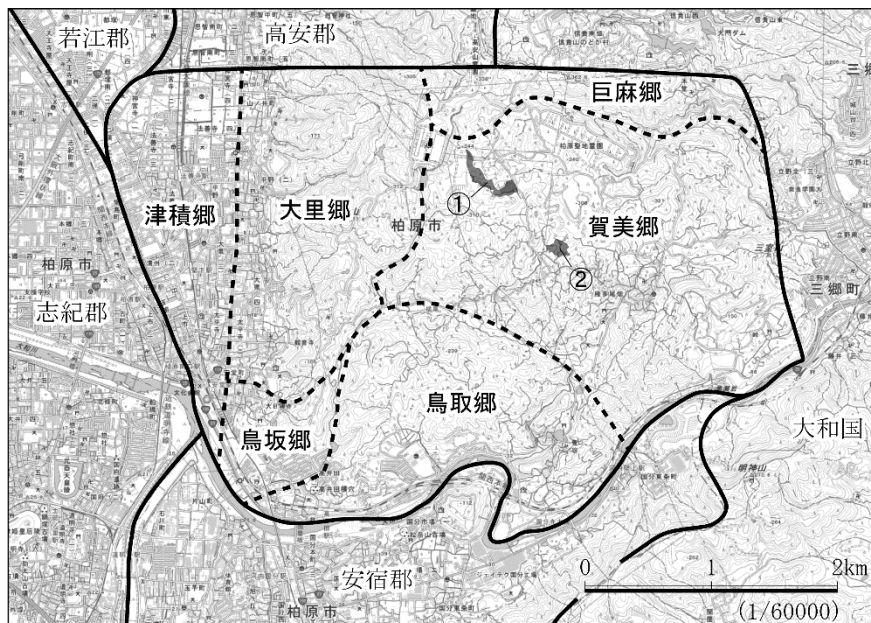
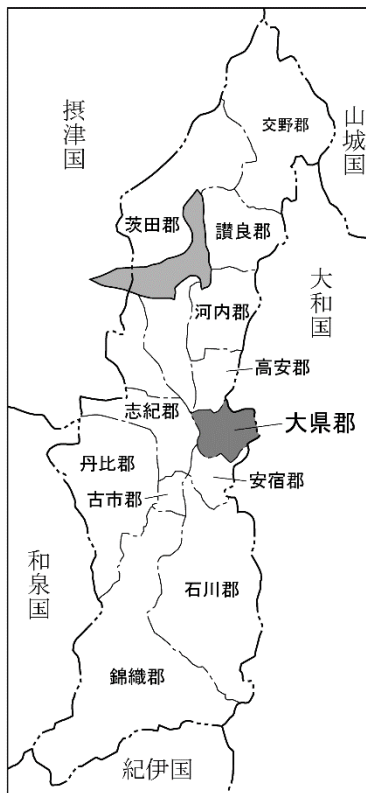
未だ曖昧な部分が多いが、以下、鎌倉郡「尺度郷」^{さかとのさと}の由来について、上村主氏との関連から新しい仮説を述べてみたい。

貞観七年（865）以前、鎌倉郡に所在していた上村主氏は、当地で先進技術・知識の扶植など一定の役割を果たした後、父祖の故地である河内国大県郡に本籍を回復した、というのが筆者の見立てである。詳細は前稿〔押木 2021〕を参照されたいが、彼ら父祖の代がいつの時代まで遡るのか、そのことを直接に示す史料はない。時代性に即して考えれば、7世紀後半～8世紀初頭の、律令制度導入による新たな国家体制の成立期と理解するのが合理的であろう。百済の滅亡（660）といった東アジア情勢が波及して、東国への渡来系移住民が増加する時期であり、仏教寺院の造営や鉄生産など、旧来の東国在地社会が保持し得なかった技術体系が導入されたことは、製鉄遺跡や瓦などの考古資料が明示している。文献史の立場では、ミヤケ管理・経営のため王権によって派遣されたという説が有力だが、その場合、当地への移住が6世紀後半まで遡る可能性がある。3章の⑤段階までの動向と見る点では共通しており、令制下の地方行政区画が成立する時代と重なる可能性は高いように思う。

上村主氏の出自地については、大県郡の他、同じ河内国の^{あすかべ}安宿郡と渋川郡にある「賀美郷」が候補とされる。河内は数多の渡来系氏族が居住し、大陸・朝鮮半島経由でもたらされた先進文物の集積地であった。ここを中継して多くの氏族が各地に移り住み、その土地々々で殖産や各種の造営事業などに持てる知識・技術を発揮したことが推察される。

鎌倉の上村主氏が移貫した大県郡は、『続日本紀』養老四年（720）十一月乙亥条に「河内国堅下堅上二郡、更号大県郡」という建郡の経緯を示す。『和名類聚抄』では「於保加多」の訓を当て、大里・鳥坂・鳥取・津積・巨麻・賀美の6郷が記載されている。前者4郡が旧堅下郡に、後者2郡が旧堅上郡に属していたと考えられ、安村俊史氏は、図2－b図のように郷域推定を行っている。上村主氏との関連が指摘される賀美郷は、現在の大阪府柏原市^{かりんどおぼた}雁多尾畑を中心とするエリアに比定され、古代においてはその南東隅に当たる現在の峠地区が、竜田道と大和川の接点となる交通・軍事的要衝として郡の中心的位置を占めていた可能性が指摘されている。また、平地の少ない山間地に賀美・巨麻の2郷のみで旧堅上郡が設定された背景には、高安城造営など高度な技術的要請が当地の渡来系氏族に託された社会状況があったとし、8世紀初頭の高安廢城にともなう地域での相対的重要度の低下が、合併による大県建郡の契機となったという指摘もある。地形上の制約により古代集落の発見例はないというが〔安村 2009〕、かかる歴史的変遷を踏まえれば、山間部特有の生産形態に見合った地域社会が構築されたことは想像に難くない。

ところで、上村主氏関連の資料調査で古代大県郡の沿革を学んでいるおり、旧郡域に当たる



b. 大県郡の郷域推定図（国土地理院地図・安村 2009 を基に作成）
 ① 坂戸〔安村 2019〕
 ② 助戸〔安村 2019〕

a. 河内国の郡域推定図（古代交通研究会 2004 を基に作成）

図 2 古代河内国大県郡の郡域・郷域推定図

雁多尾畑の北西に「坂戸」という小字が現存することを知った。『小右記』万寿四年（1027）の「禅室領坂門牧」に遡り、「禅室」＝藤原道長領から近衛家領、次いで花山院領へと変遷して 16 世紀まで「坂戸牧」として、かなり広範囲に及んでいたという。『尊卑文脈』には文徳源氏の「坂戸源氏」が登場し、坂戸牧を本拠としていた旨が記されている〔吉川 2017・安村 2019〕。詳細は両氏の考証に譲るが、安村氏は、より雁多尾畑の集落に近い小字「助戸」も「さかど」から転訛した可能性があるとしている。図 2 - b 図には小字 2 例の範囲を示した（①・②）。「坂戸」に接し 6・7 世紀に造営された平尾山古墳群の雁多尾畑支群が展開していることから、集落こそ未発見であるが、「坂門牧」を大きく遡る時代から、当地に活発な人的営為があったことは疑いない。吉川氏は想像としつつも、同古墳群の被葬者が生駒山西麓における鉄生産と関わっていた可能性に言及し、雁多尾畑一帯の丘陵が、その燃料供給地としての役割を担ったとする。大県郡の式内社 11 座に列する金山孫・金山孫女神社の存在も含め、前稿〔押木 2021〕の論点とも絡んで非常に興味深い言及だが、史・資料に限られる現状、深追いは控えたい。

おわりに―地名の歴史を考える難しさ―

前稿に引き続き、根拠のない言葉遊びに紙数を費やした。歴史を構成する雑多な事象を徒に結び付ける意図はなく、個々に独立した一齣であることは認識している。ただ、たとえ各々が無関係としても安易に捨象せず、その旨を確認するために史・資料に基づいて事実関係を整理しておくことは決して無駄な作業ではない、というのが筆者の取る立場である。少なくとも、

古代の史料上、上村主氏を介して鎌倉郡と接点を有する河内国大県郡賀美郷の推定範囲内に「坂戸」なる現存地名が残っていること、それが11世紀代の「坂門牧」にまで遡る蓋然性を認め得ることは、古代鎌倉郡「尺度郷」の成立を考えるに当たり知りおいて損はないと思う。

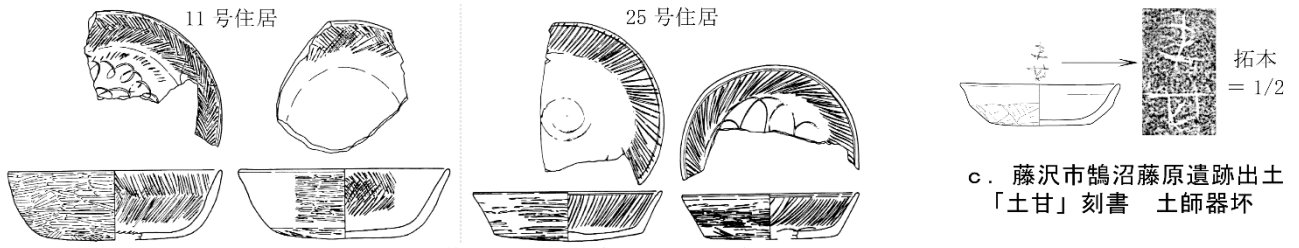
『総説編』でも取り上げているように、『天養記』が伝える大庭御厨濫行事件（1144～1145）では、「高座郡宇鶴沼郷」にあった伊勢神宮領大庭御厨に対し、源義朝方は「俄称鎌倉郡内」という主張をもって乱入の言い分としている点、これが義朝方の強弁であったことは歴史的経緯を見ても疑いないが、当時の在地においては主張の根拠となり得るだけの、ある種の合理性を持ち合わせていた可能性も否定できない。同御厨の開発が権五郎景正を始祖と仰ぐ「鎌倉党」武士団によって進められたことも、義朝方の権利主張を後押ししたのかもしれない。

地名が様々な成立・変遷の過程を経て消長を繰り返してきたことは、記憶に新しい「平成の大合併」を取り上げるまでもなく明白である。玉石混交の史・資料から、特定の地名について起源を探り当て、時代ごとにその示す範囲（領域）を実証的に説明することは難しく、不可能に近いとさえ言える。本稿のテーマ「尺度郷」も同様で、起源・領域とも詳細は不明、というのが実情である。宮都木簡に代表される出土文字資料は、古代の地名を含め、多くの新史実をもたらしてくれた。次なる考古資料の発見によって、「尺度郷」にも新たな検討の材料が追加される日を期待したい。

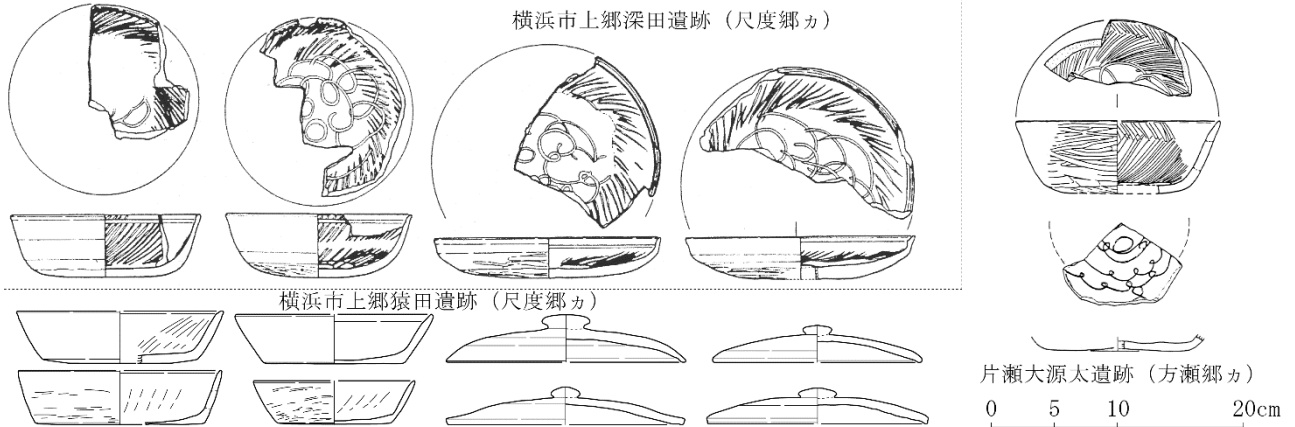
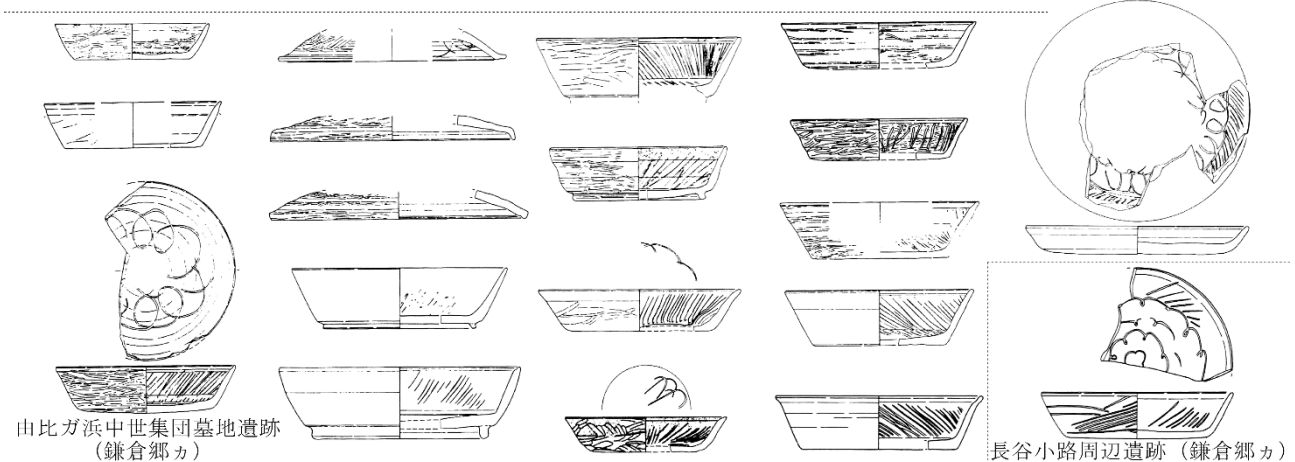
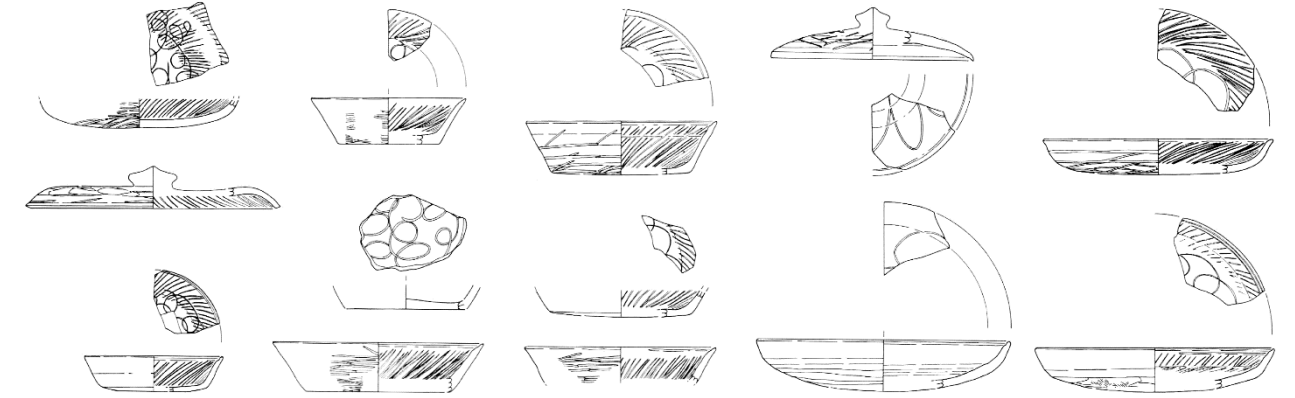
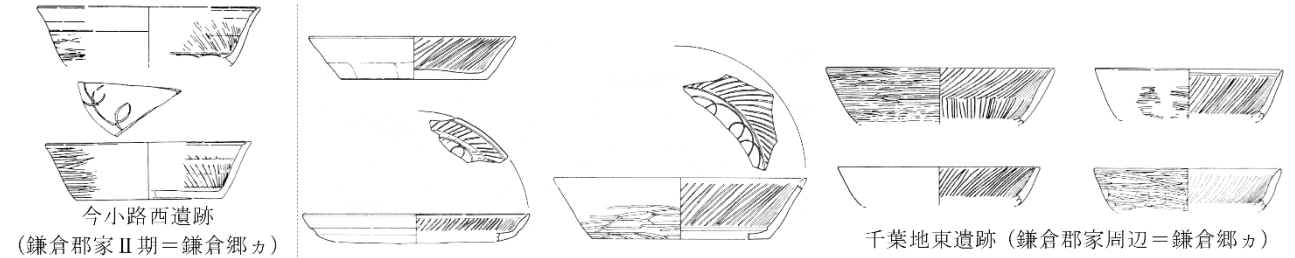
最後に、古代鎌倉・高座両郡の地名や領域を窺わせる考古資料を紹介し、まとまりを欠いた本稿を締めくくりたい。

図3-a図は、藤沢市若尾山遺跡（大道小学校地点）で出土した土師器暗文坏である。境川西岸の砂丘上に立地し、古代には高座郡域であったとする見方が一般的だが、藤沢宿坂戸町の例と併せて考えれば、鎌倉郡尺度郷に含まれる時期があったという理解も可能である。いずれにせよ、鎌倉－高座郡堺域にあったことは間違いないだろう。田村良照氏は、11号住居出土の土器を8世紀第1四半期に、25号住居出土土器を8世紀第2四半期の前半に位置付けている〔田村 1998〕。同時期、鎌倉郡域の遺跡からは、無彩の土師器暗文坏や盤状坏が広く出土する（図3-b）。郡家周辺に留まらず、郡内各郷域の集落遺跡にも分布し、特に由比ガ浜砂丘上では当該期の集落形成が活発となるためか、出土量が多い。胎土に骨芯化石片を含む特徴から鎌倉周辺の在地産と見られるが、平底坏の他に高台付坏や蓋・盤など多様な器種構成を示し、器形・成整形の特徴から畿内産土器の様式・製作技術の影響下に成立したことは間違いない。鶴間正昭氏も同様の考え方を示し、「分布域はかぎられるが、相模の鎌倉地域に出現した新型土師器杯」と評価している〔鶴間 2017〕。この出土をもって当時の鎌倉郡域に所在したことの明証とはならないが、土器など一定様式をもつ器財の分布状況を基に地域文化圏を考えること自体、考古学ではオーソドックスな手法である。若尾山の地も、両郡の境界領域という地域的特性から、鎌倉と親縁性の高い土器様式を保有したことが推察される。

もう一点、図3-c図には、藤沢市鶴沼藤原遺跡で出土した「土甘」の刻書銘をもつ土師器の相模型坏を掲げた〔宇都・押木 2012〕。8世紀後葉頃の資料で、底部内面に焼成後の刻書を残す。「土甘」は『和名類聚抄』に載る高座郡の郷名で、「とかみ」と読まれ中世の「砥上ヶ原」を経て現在の鶴沼地区「石上」^{いしがみ}に名残を留めている。既存の史料と出土文字資料、そして遺存地名との関係を順序立てて説明できる希有な事例だが、史料には登場しない、例えば郷以下の地域呼称を考える上でも、墨書・刻書をもつ考古資料が有効であることを示唆していよう。

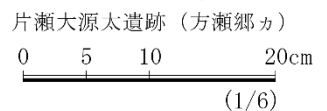


a. 藤沢市若尾山遺跡出土の土師器暗文坏



b. 古代鎌倉郡域の土師器暗文坏・盤状坏

図3 古代鎌倉・高座郡の土器



引用・参考文献（発表・刊行年順）

- 岡田清子「第4章 律令時代」（『横浜市史 第1巻』1958年 横浜市）
- 高柳光寿（『鎌倉市史 総説編』1959年 鎌倉市・吉川弘文館）
- 江藤 昭・大塚靖夫・北川吉明（『上郷猿田遺跡』1983年 横浜市上郷猿田遺跡調査団）
- 林 陸朗「宮久保木木簡と封戸租交易帳」（『シンポジウム宮久保木簡と古代の相模』1984年 神奈川地域史研究会編 有隣堂）
- 平子順一（『上郷深田遺跡発掘調査概報』1988年 横浜市埋蔵文化財調査委員会）
- 藤沢市教育委員会（『神奈川の古代道』1997年）
- 田村良照「古代の土器様相」（『若尾山（藤沢市 No.36）遺跡—藤沢市立大道小学校内地点—発掘調査報告書 考察・写真図版編』1998年 藤沢市立大道小学校内遺跡埋蔵文化財発掘調査団）
- 荒井秀規「相模国天平七年封戸租交易帳」の復元と二三の考察」（『国立歴史民俗博物館研究報告 第79集』1999年 国立歴史民俗博物館）
- 古代交通研究会編（『日本古代道路事典』2004年 八木書店）
- 加藤謙吉「大県郡」・「古市郡」（『日本古代史地名事典』2007年 雄山閣）
- 荒井秀規「領域区画としての国・評（郡）・里（郷）の成立」（『古代地方行政単位の成立と在地社会』2009年 奈良文化財研究所）
- 安村俊史「大県郡の成立について」（『柏原市立歴史資料館館報 第21号』 2009年 柏原市立歴史資料館）
- 宇都洋平・押木弘己「藤沢市鶴沼地区採集の古代・中世遺物—「土甘」刻書土師器の評価を中心に—」（『考古論叢 神奈河 第20集』2012年 神奈川県考古学会）
- 荒井秀規「高座郡の郷と古代の藤沢」（『大地に刻まれた藤沢の歴史Ⅴ～古代～』2015年 藤沢市）
- 柏木善治「境界のこと—古代における相模国・武蔵国界を参考に境界の可変性をみる—」（『神奈川考古 第51号』 2015年 神奈川考古同人会）
- 橋本昌幸「上郷深田遺跡—古代の製鉄遺跡」（『栄区の重要遺跡』2015年 横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター）
- 山中 章「古代畿内に設けられた牧～為奈野牧を探る～」（『絲海 第42号』 2017年 伊丹市文化財保存協会）
- 吉川敏子「河内国坂門牧の史料学的検討」（『文化財学報』2017年 奈良大学文学部文化財学科）
- 鶴間正昭「新型土師器坏の出現」（『律令国家形成期の土器様相』2019年 六一書房）
- 安村俊史「坂戸牧考」（『柏原市立歴史資料館館報 第31号』 2019年 柏原市立歴史資料館）
- 押木弘己「相模国鎌倉郡人」上村主氏をめぐって—古代渡来系氏族の軌跡を探る—」（『鎌倉市教育委員会文化財部 調査研究紀要 第3号』2021年 鎌倉市教育委員会）